

# 平成 29 年度京都府国民健康保険団体連合会事業計画

## 第 1. 総 論

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の中核として、わが国の社会保障制度の重要な役割を担い、地域医療の確保と住民の健康保持増進に大きく貢献してきました。

本会は、国民健康保険制度の維持、発展に向けて、保険者の共同体としてその責務の自覚と保険者の信託に応えられるよう日々精進し、現行事業の継承と保険者支援の取り組みの充実を目指します。

平成 29 年度は、新国保制度への移行に向けた重要な一年です。京都府及び市町村との連携強化を図り、その準備に万全を期します。

また、主要な業務システムである国保総合システムの平成 30 年 1 月更改にあたり、システムの信頼性の向上、大規模災害対策やセキュリティ対策の強化としてのデータセンターでのシステム管理など、保険者が安心してシステムを利用できるように努めます。

年々、システム関連経費が増加するため、保険者に負担増を求めなければなりません。より一層の経常経費の節減を図り、健全な財政運営に努めます。

## 第 2. 情 勢 の 特 徴

### 1. 医療保険制度をめぐる情勢

- (1) 国民健康保険の財政基盤を強化するため、平成 27 年度から既に措置されている 1,700 億円に加え、平成 29 年度からは更に 1,700 億円の公費投入がなされる予定でありましたが、消費増税の再延期の影響により、社会保障の充実や子育て支援等の財源を新たに確保する必要が出てきたことから、平成 29 年度は総報酬割導入の財源 1,700 億円のうち「財政安定化基金」の積み増し分 300 億円を減額する一方、30、31 両年度分として計 500 億円を総報酬割財源以外に別途確保することとされています。

- (2) 抗がん剤「オプジーボ」などの高額薬剤の薬価が問題となる中、「イノベーションの推進と国民皆保険制度の持続性の両立」を目指した薬価制度の抜本改革に向けた基本方針が策定されました。市場の実勢価格を反映するため、2年に1回としてきた改定を毎年実施し、全ての薬の価格を毎年調べ、本改定でない年は実勢価格との乖離幅が大きい薬の価格を見直すこととされました。今後、中央社会保険医療協議会を中心に必要な検討や広く関係者の意見聴取を行い、取りまとめが行われることとされています。
- (3) 「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」での取りまとめを踏まえ、「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」において、国民健康保険の減額調整措置について見直しを含めた検討がされ、子ども医療費助成を現物給付で実施している市町村の国保国庫負担減額調整について、未就学児までに限って平成30年度から見直す方針が示されました。
- (4) 高額療養費制度の見直しについて、「世代間・世代内の負担の公平」や「負担能力に応じた負担」を進める観点から、70歳以上の高齢者の自己負担限度額を引き上げ、負担増を求める案が検討されています。
- (5) 後期高齢者医療制度の低所得者の保険料を軽減する特例措置では、激変緩和策として段階的に引き上げながら、最終的に政令本則の軽減割合に戻す見直しが検討されています。

## 2. 健康増進施策をめぐる情勢

- (1) 厚生労働省と日本医師会、日本糖尿病対策推進会議は、糖尿病性腎症の重症化を防ぐ取組みを全国各地に普及するため、連携協定を締結し、健診受診勧奨、ハイリスク患者への保健指導等による腎不全・人工透析の予防をめざすプログラムを策定・推進していくこととされています。
- (2) 経済界・医療関係団体・自治体のリーダーが手を携え、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として、自治体や企業、保険者における先進的な予防・健康づくりの取組を全国に広めるための民間主導の活動体である、「日本健康会議」では、2020年までの数値目標を入れた「健康なまち・職場づくり宣言2020」について医療保険者並びに民間企業が一斉に取組むことが確認されています。
- (3) 第3期特定健康診査等実施計画期間（平成30年度から平成35年度まで）における特定健診・特定保健指導の在り方について、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」は、生活習慣病対策の見直しをはじめ、実施体制、実現可能性と効率性、実施率、費用対効果等の視点に立った検討を行い、実施率の目標として、保険者全体の目標値は特定健診を70%、特定保健指導を45%とし、市町村国保

の目標値は特定健診・特定保健指導共に60%以上に設定されました。

### 3. 審査支払機関の在り方に関する情勢

- (1) 厚生労働省内に設置された「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」にて、①審査業務の効率化・審査基準の統一化については審査におけるコンピュータチェックの寄与度の向上、②審査プロセスの見直し・効率化及び審査業務における情報支援については地域間差異や各審査支払機関の差異の見える化、③ビックデータ活用と保険者機能の強化等について議論され、報告案が提出されています。
- (2) 国保連合会の改革についても、支払基金の業務改革に基づく、業務運営体制の抜本的改革の検討を踏まえながら、審査基準の地域間の差異の是正や業務の効率化、利便性の高いシステムの設計構築、セキュリティ対策の見直しを含め、引き続き検討し取り組んでいくこととされています。

### 4. 介護保険制度をめぐる情勢

- (1) 平成26年に成立した医療介護総合確保推進法により、介護保険法関係では、予防給付の地域支援事業への移行や特養入所基準の見直し等行われ、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築と実現に向けて進められています。
- (2) 介護離職者ゼロの実現に向けて、在宅サービス・施設サービスの充実や介護人材確保の対策として、離職した介護人材の再就職支援や介護職員処遇改善の拡充が図られました。
- (3) 第6期介護保険事業計画（平成27年度～29年度）の最終年度を迎え、計画の評価、検証を行ったうえで「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年を見据えた、第7期介護保険事業計画の策定が必要とされています。

### 5. 障害者総合支援制度をめぐる情勢

- (1) 平成25年度の「障害者総合支援法」の施行以降、障害福祉サービス等の対象となる障害者の範囲に難病患者が加えられ、障害程度の

判断に心身の状態を配慮した障害支援区分が創設されました。また、重度訪問介護の対象者も同様に拡大されたところです。

- (2) 国保連合会で支払のみを行っている障害福祉サービス費等は、受給資格や請求書の記載誤り、算定ルールや支給決定範囲内の確認等、審査委託に向けて審査内容の検討がされており、国保連合会で判断できない場合は市町村が引き続き責任をもって判断するとの考え方が示されました。

## 6. 社会保障・税番号制度をめぐる情勢

日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月閣議決定）では、医療保険のオンライン資格確認及び医療等 ID 制度の導入について、平成 30 年度からの段階的運用開始、平成 32 年からの本格運用を目指して、平成 28 年度中に具体的なシステムの仕組み・実務等について検討し、平成 29 年度から着実にシステム開発を実行するとされています。

## 第 3. 事業の概要

### 1. 会務運営に関すること

- (1) 連合会全般にわたる運営方針など審議するための総会の開催
- (2) 事業運営の方策、執行等について審議するため理事会等の開催
- (3) 決算状況、財産管理等の審議のため監事会の開催

### 2. 医療保険制度等への対応

国民健康保険事業の安定的な運営のため、国保財政基盤の充実強化や制度の改善に積極的に取り組みます。

- (1) 新国保制度へ向けた京都府との連携並びに市町村への支援
- (2) 「京都府国民健康保険広域化等支援方針」における京都府との連携並びに市町村の取り組みへの支援

- (3) 円滑な国民健康保険事業を推進するため、国及び京都府に対する補助金の助成要望
- (4) 国保制度改善強化全国大会への参加及び助成
- (5) 「新国保 3%推進運動」の展開
- (6) 「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21（第 2 次）」の推進

### 3. ICT を活用した業務の効率化・適正化

高度情報化社会の進展や情報処理の高度化に対応するため ICT を活用した業務処理を維持・推進し、平成 30 年 1 月より次期国保総合システムへの円滑な移行を進めます。

また、増大する情報量や機密性、重要なシステムの保全を考慮し、災害対策及びセキュリティ対策の強化を図り、適正かつ効率的な事務処理に努め、保険者にとって有益なシステムとなるよう推進します。

- (1) 国保総合システムの安定稼働
- (2) 次期国保総合システムの円滑な移行
- (3) IT 機器の更改時期におけるデータセンター移設
- (4) 保険者及び本会医療系端末のセキュリティソフト（検疫・外部媒体制御）の導入
- (5) 保険者ネットワークセキュリティ対策の充実
- (6) 柔道整復療養費申請書の画像化の検討
- (7) 電子帳票システム及び保険者コミュニケーションシステム（保険者メール）の円滑な運用
- (8) 平成 30 年度の介護保険者との本会ネットワークの高速回線化に向けた環境整備
- (9) システム関連業務の外部コンサルティングの実施

### 4. 保健事業の推進

国保法に基づき、予防・健康管理、医療情報の電子化・利活用を推進し、国民の健康寿命の延伸につなげるよう、医療費や健康課題を

把握する情報を提供し、保険者が実施する保健事業を支援します。

また、保健事業の支援にあたっては、保険者ニーズを把握し、保険者支援の充実に努めます。

- (1) 国保ヘルスアップ事業、データヘルス計画における個別保健事業等に対する支援
- (2) 国保データベース（KDB）システムのデータの利活用及び生活習慣病予防対策等への支援
- (3) 医療費分析資料・医療情報等の提供
- (4) 保健事業推進研修会の開催
- (5) 健康づくり教室、各種イベントの支援
- (6) 健康機器・視聴覚教材等の貸出及び健康づくり啓発媒体の作成・配布
- (7) 特定健診等データ管理システムによる円滑な業務運営の支援
- (8) 「特定健診・特定保健指導法定報告結果」（冊子）の作成
- (9) 特定健診・特定保健指導従事者研修会の実施
- (10) 「グラフで見る京都の国保」「疾病分類別統計」の作成
- (11) 「京都府内保険者医療費マップ」の作成
- (12) 健康総合対策事業委員会の開催
- (13) 京都府市町村保健師協議会の運営支援
- (14) 京都府在宅保健師の会の運営支援
- (15) 第34回「健康なまちづくり」シンポジウム（国保中央会主催）への参加及び助成

## 5. 診療報酬等審査支払事務の充実・強化

入院等高点数レセプトの増加及び複雑化するレセプト審査については、統一基準に基づいた適正な審査を行うため、合同審査委員会等を通じて統一を図り、重点審査を強化します。また、画一的・傾向的な請求の保険医療機関等に対して、必要に応じて文書注意及び面談等を行います。審査委員が医学的内容に係る審査に専念できる審査体制をつくるため、専門知識の習得研修や資格取得など、審査担当職員 の資質向上に努めます。再審査の申し出に対しては適正かつ迅速に処理を行うとともに、再審査結果の分析を行い、一次審査に反映さ

せるなど審査の充実を図ります。

柔道整復療養費審査委員会については、疑義傾向のある施術所に対して文書注意及び面談等を行い、審査の充実を図ります。

平成 29 年 6 月は審査委員の改選期にあたるため、委員の推薦については、関係団体と十分な協議を行います。

(1) 診療報酬等審査委員会における審査の充実強化

- ①審査委員会の開催
- ②審査専門部会の開催
- ③再審査部会の開催
- ④審査委員会医科連絡会・審査委員会歯科協議会の開催
- ⑤合同審査委員会の開催
- ⑥常務処理審査委員会の開催
- ⑦審査委員会予備日（土・日曜日）の開催
- ⑧超高額レセプトの審査（国保中央会委託）
- ⑨柔道整復療養費審査委員会の開催

(2) 事務共助の充実強化

- ①画面審査機能における審査支援及び算定ルールのチェック項目の精緻化
- ②画面審査機能により、一次審査において縦覧・横覧・突合点検のチェック項目の精緻化
- ③高点数レセプトの事務共助については、専門班を編成し、専任審査員の指導による事務共助体制の強化
- ④審査録の所見欄、文書注意及び面談の指摘事項等の把握
- ⑤専任審査員等の研修や審査担当職員の審査委員会立会による専門的な知識の習得

(3) 保険者レセプト点検事務の支援

- ①審査委員並びに職員を講師とする研修会の開催
- ②専任審査員による保険者レセプト点検の指導・助言
- ③情報提供として、「レセプト点検ニュース」を適宜発行

(4) 研修（講習）会及び関係機関との連絡調整

- ①全国国民健康保険診療報酬審査委員会会長連絡協議会、全国国保連合会常務処理審査委員連絡会議
- ②国民健康保険近畿地方協議会国保審査委員会会長会議、近畿地区国民健康保険診療報酬審査委員連絡協議会
- ③支払基金・国保連合会歯科審査委員会合同協議会
- ④社会保険指導者講習会（医科・歯科）
- ⑤診療報酬適正化連絡協議会
- ⑥審査担当職員研修
- ⑦診療報酬請求事務能力認定資格の取得
- ⑧審査事務共助知識力認定試験の受験

(5) 支払事務

- ①診療（調剤）報酬金及び柔道整復療養費の審査支払事務
- ②重度心身障害老人健康管理事業の給付に関する支払事務
- ③被用者保険併用の福祉事業（重度心身障害者（児）医療、ひとり親家庭等医療、子育て支援医療）の審査支払事務
- ④京都市各種健診事業の審査支払事務
- ⑤指定公費負担医療費の審査支払事務
- ⑥出産育児一時金等直接支払制度の支払事務
- ⑦各種予防接種に関する審査支払事務

## 6. 国保事業安定化の推進

(1) 保険者支援

国民健康保険事業の円滑な運営に資するため、保険者の共同体として、京都府並びに保険者等との連携を密にし、保険者支援に取り組みます。また、国保を取り巻く諸問題について研究・協議する各種研修会等を開催します。

- ①保健事業支援・評価委員会の開催
- ②国民健康保険事業運営研修会の開催



- ③市町村国保運営協議会会長連絡会の開催
- ④国民健康保険事務担当者、初任者研修会の開催
- ⑤国保料（税）適正算定マニュアルの活用推進
- ⑥国保料（税）収納率向上アドバイザーの派遣及び研修会の開催
- ⑦国保料（税）収納率向上と特定健診の受診率向上のためのマスメディアを活用した啓発宣伝及びポスター等の作成・配布
- ⑧府内各地区協議会等への参画と事業経費の助成
- ⑨平成 29 年度全国市町村国保主管課長研究協議会（国保中央会主催）への参加及び助成
- ⑩高額療養費支払資金貸付事業
- ⑪診療報酬参考図書等及び保険者業務に必要な物資の斡旋
- ⑫国保診療施設協議会の運営支援
- ⑬京都府医療保険者協議会の運営支援
- ⑭国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に向けた高額医療費・特別高額医療費の情報提供
- ⑮国保情報集約システムの分析・検証

## (2) 国保医療費適正化推進

国保レセプトデータを有効活用し、医療費適正化対策事業の推進を図ります。

- ①疾病分類統計・重複多受診者一覧表等の各種帳票提供
- ②退職被保険者等に係る適用適正化の帳票提供
- ③特定保険者の医療費分析
- ④医療費通知の作成
- ⑤第三者行為（交通事故）損害賠償求償事務の受託及び担当者研修会や保険者訪問の実施
- ⑥後発（ジェネリック）医薬品普及に向けた差額通知の作成及び情報の提供
- ⑦保険者レセプト二次点検の実施
- ⑧被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間調整の実施

(3) 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業

市町村保険者の保険財政の安定化を目的に円滑な事業実施に努めます。

- ①保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業委員会の開催
- ②拠出金・交付金の算定及び円滑な事業運営
- ③超高額医療費共同事業（国保中央会委託）の実施

(4) 保険者事務共同電算処理事業

国保事業の安定化、医療費適正化対策及び保険者事務軽減に資するため、共同電算処理事業の見直し等、国民健康保険事務共同電算処理委員会で検討します。

また、医療制度改革等への適切な対応とペーパーレス化及び迅速な医療情報の提供を行います。

- ①国保総合システムによる共同電算処理の運用
- ②高額療養費算定業務に係るデータ提供
- ③国民健康保険事業状況報告書（事業月報）の作成支援
- ④高額医療・高額介護合算に係る算定処理
- ⑤子育て支援医療費助成事業算定業務に係る帳票の作成
- ⑥保険料（税）の年金からの特別徴収における経由機関の円滑な運営
- ⑦国民健康保険事務共同電算処理委員会の開催

## 7. 後期高齢者医療制度関係業務

診療（調剤）報酬及び柔道整復療養費等の審査支払業務をはじめとした受託業務については、後期高齢者医療広域連合と協議を行い、国保総合システム及び後期高齢者医療請求支払システムを通じて円滑な運営に努めます。

- (1) 後期高齢者医療審査支払業務
- (2) 後期高齢者医療（柔道整復療養費分）の資格確認等の業務
- (3) 第三者行為損害賠償求償事務
- (4) 後発（ジェネリック）医薬品普及促進に向けた差額通知用データの提供

- (5) レセプト二次点検業務

## 8. 介護保険事業の推進

介護保険における審査支払業務及び共同処理業務の円滑な運営に努め、介護給付適正化支援業務の強化を図ります。また、介護予防・日常生活支援総合事業の開始にあたり、市町村との連携を強化します。

介護サービス苦情処理業務は、サービス利用者等の相談・苦情について関係機関と連携し、早期に改善、介護サービスの質の向上を図ります。

- (1) 介護給付費の審査支払業務及び保険者事務共同処理業務
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業費の審査支払業務
- (3) 介護サービスの苦情処理業務
- (4) 第三者行為損害賠償求償事務
- (5) 介護給付費審査委員会及び介護サービス苦情処理委員会の開催
- (6) 介護給付適正化支援業務
- (7) 介護給付適正化保険者研修会、介護保険新任担当者研修会の開催
- (8) 「介護保険業務概況」「介護サービス苦情相談事例集」の作成
- (9) 介護サービス苦情処理担当者研修会の開催
- (10) 介護事業者通報システムによる情報提供

## 9. 障害者総合支援事業の推進

障害者総合支援給付費支払等システムによる支払事務の円滑な運営に努めます。

- (1) 障害者総合支援給付費支払事務
- (2) 障害者総合支援新任担当者研修会の開催

- (3) 「障害者総合支援業務概況」の作成

## 10. 健全な財政運営の推進

- (1) 監査法人による外部監査の実施
- (2) 内部自主検査（年2回）
- (3) 財政の透明性を高めるための複式簿記による財務諸表の作成

## 11. 調査研究・統計・広報・研修などの充実

- (1) 本会ホームページによる国保連合会情報の提供（機関誌「京都の国保」含む。）
- (2) 「国保連ガイド」「審査支払業務概況」の作成
- (3) 「国保情報」の提供及び「国保新聞」「国民健康保険の実態」の無償配布
- (4) 職員の資質の向上と事務・事業の効率化を図るため職員研修を推進
- (5) 国保中央会並びに国保近畿地方協議会との協議及び連携
- (6) プライバシーマーク認証取得に向けた準備